さいしん

第 50 号

2013 年 6 月 9 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

静岡県旧清水市味噌会社専務一家強盗殺人放火事件は６月３０日に事件から４７年を迎えます。

味噌漬け実験をめぐり 清水救援会支援者の証人尋問実施！！！



願いよ届け！

『ボクシングの日』に後楽園ホールでひで子さんが支援アピール



21 回目の三者協議で証拠開示に進展

さいしん発行が５０号を迎えてしまいました。

袴田巖さんに一刻も早い再審を！

この度の東日本大震災で被災された方々へ、共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○弁護団レポート「味噌漬け実験をめぐり清水救援会山崎さんの証人尋問実施」
「21回目の三者協議で証拠開示に進展」「東京家裁が成年後見の申立てを却下」　福田……2
○報　　告　　面会報告　福田、平野……9
○「袴田事件」トピックス　「浜松・救う会が集会開催」「3・10バースデー・リレーアピール実行委員会が静岡地裁に署名提出」
「『ボクシングの日』に後楽園ホールでひで子さんが支援アピール」他　福田、江口、他…10～14
○報　　告　『4・20冤罪袴田事件の再審を求める市民集会～今年こそ袴田巖さんの再審開始を勝ち取ろう！～』開催しました！』　校條…… 15
○寄　　稿　『「さいしん50号」に寄せて』　石井…… 18
○お知らせ　当会、共同代表再選について　求める会事務局 18
○書籍紹介　『死刑と精神医療』　福田…… 19
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 20
※今号の新聞記事集は別冊になります。

Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★味噌漬け実験をめぐり清水救援会山崎さんの証人尋問実施★

5月24日(金)午後1時15分から静岡地裁202号法廷で、衣類の味噌漬け実験の実施と報告書の作成で中心的役割を担った「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」の事務局長山崎俊樹さんへの証人尋問が非公開で行われました。

なお、今回の尋問(証拠調べ)の対象となった報告書は次の3通で、いずれも新証拠として裁判所に提出されたものです。

1.「味噌漬け実験報告書」(2008年4月14日付)
・1年2か月間味噌漬けにされていたと認定された「5点の衣類」と同様の外観を持つ衣類を、約20分で作りだすことができることを明らかにした報告書。

2.「1年2ヶ月味噌漬け実験報告書」(2009年9月19日付)
・「5点の衣類」と同様の衣類を市販の赤味噌に1年2か月間漬けておくと、衣類は味噌色(濃い茶色)に染まり、血液も黒色に変化し、発見時の写真とは全く違う外観を呈するようになることを明らかにした報告書。

3.「再現仕込み味噌・味噌漬け実験報告書」(2010年9月23日付)
・事件当時のこがね味噌の製造方法にできるだけ近い方法で製造した味噌を使用して衣類を漬けても、市販味噌を使用した場合と同様の結果が出ることを明らかにした報告書。

尋問を終えた山崎さんや弁護団によると、尋問は宣誓のあと午後1時25分頃から始まり、小川秀世弁護人による主尋問が午後2時50分まで行なわれ、30分間の休憩を挟んで、午後3時20分から午後4時10分頃まで的場健検察官と池田宏行検察官による反対尋問があり、その後主に村

山浩昭裁判長・大村陽一裁判官（右陪席）・濵田智彦裁判官（左陪席）の３人の裁判官からの尋問と再度弁護団（小川秀世弁護人と村崎修弁護人）と検察官からの補充尋問が行なわれ午後４時20分頃終了したとのことです。

弁護団の尋問は、山崎さんの経歴、実験を行った経緯、実験の目的・方法・結果などについて行われ、山崎さんの回答によって、各実験の結果から「5点の衣類」が袴田さんの犯行着衣とは考えられないことを明らかにできたと評価しました。

一方、検察官の反対尋問は、実験に使用した衣類と「5点の衣類」の材質・織密度の違いや味噌の原料・麹・製造方法の違いなどを指摘し、実験条件が当時の状況を正確に再現したものでない点を強調することを目的に行われましたが、こうした尋問内容は想定されていたことで、山崎さんは細かな実験条件が違うことは認めつつ、そうした違いは実験結果に本質的な影響を及ぼさないことを述べました。

裁判官からは、味噌から取り出してから写真撮影するまでの間に衣類の色の変化があったかどうか、古い味噌の上に新しい味噌を仕込む場合と市販の味噌を仕込む場合の衣類の色変化に違いがあるかどうか、実験に使用した衣類は保管してあるかどうかなどについて質問があり、山崎さんは、色の変化はほとんどないこと、実験使用衣類は現在も保管してあることなどを答えました。

尋問終了後弁護士会で弁護団と共に記者会見に臨んだ山崎さんは、「『5点の衣類』が本当に味噌に浸かっていたものなのか当初から疑問だった」と味噌漬け実験を始めたきっかけなどについて話し、「今回の尋問によって報告書の内容は裁判官に理解してもらえたと思う」と総括しました。また、弁護団からの尋問で、2010年12月に証拠開示された「5点の衣類」発見時の30枚のカラー写真を示され感想を求められた際、緑色ブリーフの緑色が鮮やか過ぎる点と、ステテコに付着している血液の濃淡が非常によくわかる点を挙げて、「長期間味噌に浸かっていたとは思えないし、我々のやった実験で短時間味噌漬けにした衣類と血液の付着状態が似ていると思う」と答えたことを報告しました。

「5点の衣類」に関する証拠調べは、前回三者協議で決定していた6月28日（金）午後1時30分からの、検察官請求による皮製バンド（昭和42年9月12日に袴田さんの実家の家宅捜索時に鉄紺色ズボンの共布と共に押収されたもの）の検証のほか、この日の三者協議で7月26日（金）午後1時30分から弁護団請求による澤渡千枝静岡大学教授（被服学）の証人尋問が行われることも決定しました。

弁護団の小川事務局長は「今回の山崎さんの証言によって、DNA鑑定の結論と合わせて、さらに一層『5点の衣類』が犯行着衣であるということについて重大な疑問を突き付けたと思う」と述べ、「澤渡教授の尋問も決まり、また一歩再審開始に向けて前進した」との見解を示しました。



支援者に見送られて尋問に向かう弁護団と山崎さん


会見で感想を述べる山崎さん

★21回目の三者協議で証拠開示に進展★

山崎さんへの尋問が終了した後、弁護団・検察・裁判所による21回目の三者協議が行われ、証拠開示で進展がありました。この日に先立ち検察は、前回三者協議で裁判所から求められていた意見書を4月19日に提出し、新たに未開示の捜査報告書67通の存在を明らかにしていました。これを受けて村山裁判長はこの日、最終的に何らかの判断をするまでには至らなかったものの、検察官に対し、すでに存在が明らかになっている供述調書63通も含め、「存在するものは全て開示勧告を出す方向で検討しているので、開示の準備をしてほしい」と述べたとのことです。これに対し検察官が「開示の理由は何か」と質問したところ、村山裁判長は「それも検討している」とし、早晩文書による開示勧告が出されることがほぼ確実になりました。

また、弁護団が以前から開示を求めている検察官手持ち証拠のリストについて再度裁判所に開示勧告を促したところ、村山裁判長は「開示すれば審理は確実に延びますよ」と述べたそうです。これは、「リスト開示を勧告してもいいが、その代わり審理が延びても構わないんですね」ということなのか、それとも開示勧告の適否の検討や開示後の審理には時間がかかることを単に述べたに過ぎないのか、発言の真意を捉えきれません。

もし前者であるなら、再審開始決定を書くつもりでいると解釈することもできるので、リストの開示勧告が出されるまで執拗に裁判所に要求することは得策ではないかもしれません。しかし、前者であると断定することはできませんし、仮にそうだとして証拠リストが開示されることなく再審開始決定が出されたとしても、これまでの検察の姿勢からすると即時抗告することはほぼ確実なので、審理は東京高裁、さらに最高裁へと続くことが予想され、再審開始決定が確定するのにあとどれだけの時間を要するのか不透明で、名張事件の例を見ればわかるとおり、さらに厳しく長い闘いを強いられることもあり得ます。

つまり、短期的な利益（地裁段階での再審開始決定の獲得）を重視することで、再審請求審における検察官手持ち証拠リストの開示勧告という画期的な判断はもとより、リスト開示による利益（上級審での有利な闘いと再審開始決定の早期確定）を逃すことになるかもしれません。さらにはリスト開示によって、検察が袴田さんの無実を示す決定的な証拠を隠していたことが明らかになれば、世論の批判に晒された検察が即時抗告を断念することも想定され、結果的に袴田さんの再審無罪獲得という最終的なゴールに、より早く到達する可能性もあり得ます。

しかし、これも仮定の話であって、リスト開示が実現したとしてもどれだけ袴田さんに有利に作用するのか、当のリストを握っている検察以外は誰にもわかりません。こうした探り合いは証拠の全面開示が制度化されていれば本来必要ないことですが、いずれにせよ証拠開示に関して弁護団が非常に難しい判断を迫られていることは間違いありません。

★東京家裁が成年後見の申立てを却下★

袴田さんの面会拒否が3年近く続き、精神障害の悪化が懸念される中、2012年4月に保佐人の秀子さんが東京家裁に行った第2次後見開始申立について、東京家裁の小西洋家事審判官（裁判官）が5月21日付で却下の審判をしていたことを、秀子さんの代理人の一人である弁護団の岡島順治弁護士が24日の三者協議後の記者会見で明らかにしました。

前日に岡島弁護士宛に送達された審判書には、却下の理由として次のように記載されています。

> 第２　当裁判所の判断
> １　後見開始の審判をするには、鑑定をさせなければならないところ（家事審判規則24条）、鑑定をすることができない。

2　したがって、後見開始の審判をすることができない。
3　よって、本件申立ては理由がないのでこれを却下する。

第１次後見開始申立のときも、本来であれば後見開始の審判がなされるべきところ、一度東京家裁が却下の審判を行い（却下率は全体の0.2%)、その後の差戻し審では最高裁や法務当局＝検察の意向を忖度した裁判官が落しどころを探り、紆余曲折の末保佐開始の審判をした経緯があります（第１次申立の経緯は14ページの年表参照。本誌23号に関連記事)。

そして今回出された却下審判も、小西裁判官が東京拘置所に気を使い、家事事件手続法第２条に規定されている、「裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努めなければならない」という裁判所の責務を放棄し、国民の権利を蔑ろにしたもので、厳しく非難されてしかるべきです。

ここで第２次申立の経過を振り返ってみます。

・2012年４月25日　東京家裁に後見開始審判申立て
・この間、家裁が鑑定人（第１次申立で袴田さんを鑑定した同じ鑑定人）を選任。
・2012年９月26日　鑑定人が鑑定のため拘置所を訪れ袴田さんに面会を申込むも袴田さんが拒否。
・2012年10月25日　鑑定人が鑑定のため拘置所を訪れ再度袴田さんに面会を申込むも袴田さんが拒否。
・2012年11月16日　弁護団が家裁に上申書を提出し、鑑定人が袴田さんの房内で面会して鑑定を実施できるよう家裁から東京拘置所に協力要請するよう求める。
・2012年12月25日　東京拘置所から協力できない旨の回答書が家裁に送付される。
・2013年３月28日　弁護団が家裁に上申書を提出し、鑑定人が拘置所内の医務室で袴田さんと面会して鑑定を実施できるよう家裁から東京拘置所に協力要請するよう求める。
・2013年４月９日　鑑定人が袴田さんの事理弁識能力を判定することができない旨の報告書を家裁に提出。
・2013年４月19日　家裁が弁護団に、５月18日頃審判を出す予定であると連絡。
・2013年４月23日　弁護団が家裁に申入書を提出し、３月28日に上申した要請を拘置所に行ったかなどについて確認を求めると共に、要請を行っていないならば速やかに行うよう要請。
・2013年４月30日　家裁が弁護団に、３月28日に上申された要請は拘置所に行っていない、今後要請する方向で検討する予定などと回答。
・2013年５月21日　家裁が申立却下の審判。

弁護団はこの時期、本丸の再審請求審でDNA鑑定に関する鑑定人尋問の準備や意見書の作成などに追われ、後見申立の審理にあまり力を注げなかったという事情もあったため、対応が後手に回った印象は否めません。ただ、家事事件手続法第56条には「家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない」と規定されている上、同法第62条にも「家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託」することができる旨規定されていることから、家裁による今回の東京拘置所への要請・対応は不十分と言わざるを得ず、袴田さんが確定死刑囚であることを差し引いたとしても、なぜそこまで拘置所に遠慮しなければならないのか理解に苦しみます。　この結果を受けて弁護団は、東京高裁に即時抗告する方針であることを表明すると同時に、５月23日と28日付で東京拘置所刑事施設視察委員会宛に袴田さんの状態と治療につき視察することや、調査と事態改善を求める要請書を提出しました。即時抗告の期限は今月６日ですが、支援団体はその後東京高裁に却下審判の破棄と後見開始の審判を求めて要請行動を行う方向で協議を始めました。

今回の不当な審判を唯々諾々と受け入れるわけにはいきません。多くの市民や報道関係者にその不当性を訴えていく必要があります。大詰めを迎えた再審請求審と共に、後見申立の今後の審理にもご注目下さい。

※その後弁護団は６月４日付で東京高裁に即時抗告しました。■

袴田事件第２次再審請求の早期再審開始と袴田巖さんの刑の執行停止を求める要請書

2013 年 5 月 17 日

静岡地方裁判所刑事部合議係
裁判長　村山　浩昭　殿

袴田巖さんは無実だ！バースデー・リレーアピール実行委員会
（構成団体）
- 日本国民救援会（事務局団体）
- 袴田巖さんの再審を求める会（事務局団体）
- 袴田巖さんを救援する清水･静岡市民の会
- 袴田巖さんを救援する静岡県民の会
- 浜松･袴田巖さんを救う会
- 無実の死刑囚･袴田巖さんを救う会
- アムネスティ･インターナショナル日本
- 日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会

（連絡先）
- 日本国民救援会
 〒113-0034
 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター5 階
- 袴田巖さんの再審を求める会
 〒101-0061
 東京都千代田区三崎町 2-2-13 三崎信愛ビル 502

私たちは、2013 年 3 月 10 日（日）、東京・有楽町マリオン前で「袴田巖さんは無実だ！バースデー・リレーアピール」を開催しました。

本日、その時に配布したビラや集めた要請署名９８筆のほか、当日の様子を撮影した写真及び翌日の新聞記事を提出します。

２０１３年5月１７日

静岡地方裁判所刑事部合議係
村山 浩昭　裁判長　殿

一刻も早い再審開始を求める要請書

去る３月１０日は袴田巖さんの７７歳の誕生日でした。本来なら袴田さんを囲み喜寿を祝うこの日、私たち支援者は東京の街頭に立ち、不当にも獄につながれた袴田さんの無実を、道行く人々に訴えなければなりませんでした。

幸い、少なからぬ人たちが私たちの呼びかけに耳を傾けてくれました。署名に協力してくれた人もいました（本日街頭宣伝の主催者が署名を提出予定）。しかし、３０歳の夏に逮捕されて以来、４７回の誕生日のすべてを袴田さんが獄中で迎えたことを思うとき、私たちは改めて過ぎ去った歳月の長さと、無実の罪で死刑判決を下された袴田さんの苦しみ、死刑執行の恐怖を思い知らされます。

１日平均１２時間以上も行われた拷問とも言える警察の異常な取調べがなければ、袴田さんを犯人に仕立て上げることはおよそ不可能でした。事件から１年２ヵ月後に突如発見された「犯行着衣」の５点の衣類のズボンは袴田さんには小さすぎました。事件後４５年以上経過して検察官が渋々開示した証拠によって、１年２ヵ月間味噌に漬かっていたはずの緑色ブリーフが鮮やかな緑色をしていたことや、ズボンの寸法札の「B」という記号は色を表すことを知りながら、検察官はサイズを表す記号だと偽って主張していたこと等が判明しました。

そして２回に及んだＤＮＡ鑑定の結果、「犯行着衣」の血痕から被害者とは異なる型のＤＮＡが検出されたばかりか、袴田さんの血液だと裁判所が認定した白半袖シャツ右肩部分付着血液のＤＮＡ型は袴田さんとは全く別人のものであることも明らかにされました。

このように袴田さんは無実です。明らかに誤った裁判の犠牲者です。一刻も早く再審開始の判断がなされるべきです。よって私たちは貴殿に対し以下のとおり要請します。

１　５月２４日の証人尋問に際し、袴田巖さん本人の出廷を求め、公開の場で行うこと。
２　検察官に全ての証拠を開示するよう、命令すること。
３　手続き上許される最も早い時期に再審開始決定を出すとともに、死刑執行を停止すること。

以上

浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美邦夫
袴田巖さんを救援する静岡県民の会　代表　鈴木　昂
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　楳田民夫
日本国民救援会静岡県本部　会長　阿部浩基
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田勇人
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間正輝
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田渉世

２０１３年５月１７日

静岡地方検察庁
長野　哲生　検事正　殿

要　請　書

去る３月１０日は袴田巖さんの７７歳の誕生日でした。３０歳の夏に逮捕されていなければ喜寿を喜ぶこの日、私たちは東京の街頭に立ち、道行く多くの人々に袴田さんは事件とは無関係であること、検察官が証拠を隠していたこと、ＤＮＡ鑑定によっても袴田さんのＤＮＡはどこからも発見されなかったことなどを訴えました。その際、私たちの呼びかけに応じ、道行く人たちが“一日も早い再審開始と袴田巖さんの刑の執行停止を求める”署名に応じて頂き、本日その署名９８筆を街頭行動主催者より静岡地方裁判所 村山浩昭裁判長に提出致しました。

この間の三者協議に於いて、貴職が静岡地裁の勧告に応じて開示した証拠によって、

一年二ヶ月間味噌に漬かっていたはずの緑色ブリーフの色が、鮮やかな緑色をしていたこと。

「Ｂ」という記号が色を表す記号であり、その事実を製造元から聴取し、供述調書を取っていたにもかかわらず、公判ではその事実を隠し、検察官は「サイズを表す記号だ」と偽っていたこと、等が明らかになりました。

そもそも、一日平均１２時間以上も行われた拷問とも言える警察の異常な取調べがなければ、袴田さんを犯人に仕立て上げることはおよそ不可能でした。仕立て上げられた事実は、二回に及んだＤＮＡ鑑定の結果でも明らかです。被害者のＤＮＡとは異なる型のＤＮＡだけでなく、袴田さんのＢ型の血液だと裁判所が認定した半袖シャツ右肩部分の血液のＤＮＡ型は袴田さんとは全く別人のものだと言うことは、二人の鑑定人が一致した鑑定結果です。

よって、私たちは以下の要請を致します。

１　５月２４日の証人尋問に際し、袴田巖さん本人の出廷を求め、公開の場で行うことを、裁判所に求めること。
２　全ての証拠を開示すること。
３　直ちに、死刑執行停止の手続きを行うこと。
４　直ちに再審開始の申立を行うこと。　　以　上

浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美邦夫
袴田巖さんを救援する静岡県民の会　代表　鈴木　昂
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　楳田民夫
日本国民救援会静岡県本部　会長　阿部浩基
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田勇人
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間正輝
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田渉世

面会報告

2013年4月25日(木)

午後４時から行われた弁護団会議に出席するために上京した秀子さんが、会議の前に東京拘置所に行き袴田さんに面会を申し込みましたが、職員から「本人がお断りしてくれと言っている」と告げられ面会できませんでした。

2013年5月13日(月)

午後０時45分頃、ボクシング協会の新田さんと福田が東京拘置所を訪れ、袴田さんに面会を申し込みましたが、福田は「まだ面会が認められていません」と職員から告げられ面会不許可。新田さんも袴田さんが「断ってくれ」と言っているとのことで面会できず。

生花と『ボクシング・マガジン』と『ボクシング・ビート』の４月号を差し入れました。

袴田さんの面会拒否が始まった当時に発行した本誌34号で「今回の面会拒否が一時的なものであることを願います」と書きましたが、その願いも虚しく面会拒否は間もなく３年に及ぼうとしています。先日、鑑定医が袴田さんと面会できないことを理由に成年後見の申立てが却下されたというニュースも入ってきました(詳細は４ページ参照)。袴田さんの実情を知っているのは、拘置所とそれを管理する法務当局＝検察だけです。

再審請求審で確定判決を何としても維持しようとしている検察、もっとはっきり言えば、袴田さんを死刑にしたい検察だけに、袴田さんの命綱を握られている現在の状況は如何にも危ういですし、こうした状況を放置している裁判所や、それを批判しないマスコミの姿勢も大いに問題があります。私たち市民が諦めずに声を上げていくしかありません！

(以上、福田勇人)

2013年5月20日(月)

午前10時過ぎ、秀子さん、清水救援会の山崎さん、袴田事件を取材したいとAFP通信社東京支局のアントワン・ブティエさん(テレビジャーナリスト)、同社記者の檜山浩さん、同社カメラマンの野木一広さんと平野が東京拘置所を訪れました。

檜山さんと平野も面会を申し込みましたが面会人に該当しないということで不許可。袴田さんが「知らないので会わない」とのことで秀子さんと山崎さんも面会できませんでした。

山崎さんが「5月24日に私の証人尋問があるので巌さんと話したいから、面会してくれるよう再度説得してほしい」と依頼し、拘置所側も巌さんを説得しましたが、「知らない、会わない」とのことで面会できませんでした。

途中、袴田巌さんを救う会副代表の門間幸枝さんも合流されました。

生花と清水救援会のチラシ(5月24日の静岡地検要請行動と6月30日の清水集会案内)とポスター(5月19日に行われたボクシング協会のイベント用)を差し入れました。

(以上、平野君子)

■



拘置所を訪れた新田さん(「ブログ袴田巌支援報告」から転載)

「袴田事件」トピックス

★浜松・救う会が集会開催

共同代表・福田勇人

5月26日(日)午後1時30分から浜松市の市民協働センターで「袴田巖さんは無実だ!5・26浜松集会～急げ再審!袴田巖さんを生きて故郷へ～」(主催:浜松・袴田巖さんを救う会)が開かれ、支援者ら約40人が参加しました。



開会の挨拶をする寺澤さん

主催団体事務局長の寺澤暢紘さんによる開会挨拶のあと、弁護団の伊豆田悦義弁護士が、4月の東京集会同様パワーポイントを使いながら、3月に裁判所に提出されたDNA鑑定意見書について解説しました。伊豆田弁護士は解説の「まとめ」として、「5点の衣類」の白半袖シャツ右肩部分に付着していた、犯人のものとされている血液のDNA型は、弁護団推薦の本田鑑定人と検察推薦の鑑定人共に、袴田さんのものと一致しないとの結果を出している点を強調し、この1点だけで袴田さんが犯人でないことは明らかだと述べました。



DNA鑑定について解説する伊豆田弁護士

また、今後の審理に関する弁護団の方針について参加者から質問されると、「弁護団内でもはっきり方針が決まっているわけではない」と断ったうえで、「急いだ方がいいと思っている」と述べ、できるだけ早期に審理を終結させ、裁判所に判断を求めるのが望ましいとの見解を示しました。

休憩を挟んでマイクを握った清水救援会事務局長の山崎俊樹さんは、集会の前々日に静岡地裁で行われた尋問の証人として出廷したことから、尋問の目的である味噌漬け実験について概要を説明しながら法廷でのやり取りなどについて報告しました。



証人尋問の様子を報告する山崎さん

山崎さんは冒頭袴田事件について、「日本の死刑制度のあり方を問う事件でもあるので、絶対勝たなければいけないと思っている」と語り、尋問の評価については、「こちらの主張をしっかりと裁判官に聞いてもらえたと思う」と述べました。検察からの反対尋問については、3回行なわれた味噌漬け実験のうちの「再現味噌・味噌漬け実験」に関することに集中したと報告しました。尋問の内容は思っていたほど厳しいものではなく、実験については弁護団の主尋問(担当は小川秀世弁護士)でほとんど説明できていたようで、「検察官も尋問しづらかったと思う」と述べました。これは、一連の味噌漬け実験の結果が誰にでも理解できる単純明快な内容だったこと、つまり、味噌タンクから発見された「5点の衣類」はその外観から長期間味噌漬けにされていたことは明らかだとする裁判所の認定に疑問を抱かせるに十分だったことの表れだと思います。

3人の裁判官からは、新しい味噌と古い味噌が混ざる可能性や、味噌から出してから写真を撮る

までの衣類や血液の色の変化の有無、そして、実験に使用した衣類の現在の保管状況や色の変化などについて質問があり、色の変化については「ほとんどない」と答えたとのことです。また、尋問の過程で証拠開示で出てきた「5点の衣類」の発見当時のカラー写真を裁判官に示したところ、非常に興味深そうに見ていたことも報告されました。

「弁護士以上に落ち着いていた」と弁護団からお褒めの言葉をもらうほど尋問は上手くいったようです。共に活動してきた支援者としては嬉しい限りですが、それだけに、尋問が非公開だったことは残念です。なお、この点弁護団は、山崎さんの尋問が決定した三者協議の場で、裁判所から非公開で実施することについて意見を求められた際、尋問の公開を裁判所に申し入れることはせず了承していました。

集会はその後、秀子さんの挨拶に移り、「再審開始に向かっていると思う。DNA鑑定など良いことがあるんだということを伝えたくて毎月拘置所に行っているが、3年近く会えずにいる」と弟の健康状態を案じました。



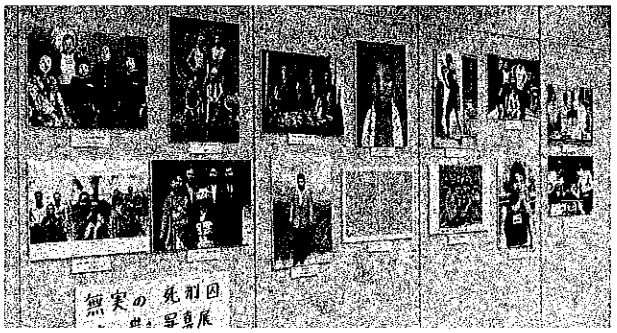
挨拶する秀子さん

そして、東日本大震災の被災者への支援活動及び災害啓発活動を目的とする「はままつ東北交流館」館長の佐藤さん(福島県双葉町から浜松に避難している方で、震災当日福島第一原発で作業中だった元原発労働者)が支援アピールを行い、東北の物産販売も行なわれました(集会には同館の渡辺さんも参加)。

続いて本会を代表して私が挨拶。ボクシング協会が作成した袴田さんの写真パネルを紹介し、成年後見申立が却下されたことについて怒りのコメントも述べさせてもらいました。清水救援会の楳


福島から避難している佐藤さん

田代表も挨拶し、成年後見申立の件は弁護団に任せるだけでなく、即時抗告審が行なわれる東京高裁に要請行動をするべきだと訴えました。


会場に展示した袴田さんの写真パネル

最後に、「再審特例法」の制定を目指して現在全国キャンペーンを行なっている福岡事件の支援者・古川龍樹さんが登壇し支援協力を求めました。ご存じのとおり福岡事件は1975年に無実の西武雄さんの死刑が執行されてしまった冤罪事件です。ただ、再審請求権者のほとんどが亡くなっていて、事実上再審請求をする道が閉ざされてしまっているために、「再審特例法」での救済の道を探っています。今秋、イノセンスプロジェクトで無実が明らかになったアメリカ人の元受刑者らを招いてキャンペーンを実施する予定だそうです(同封チラシ参照)。



福岡事件支援者の古川さん

★３・10バースデー・リレーアピール実行委員会が静岡地裁に署名提出

共同代表・福田勇人

５月17日(金)午前９時、３月10日に東京で行われた「袴田巖さんは無実だ！バースデー・リレーアピール」実行委員会は、支援７団体が合同で要請書を提出するのに合わせて静岡地裁を訪れ、リレーアピール当日に集めた、早期再審開始と刑の執行停止を求める署名98筆などを静岡地裁に提出しました。同委員会を代表して本会福田がリレーアピールの目的や当日の様子などを対応した裁判所職員に説明し、署名・当日配布したビラ・カラー写真18枚・翌日毎日新聞に掲載された新聞記事をまとめた冊子を提出しました(冊子表紙と要請書は6～8ページ参照)。



地裁要請に向かう支援者

またこの日は、以前から課題になっていた、裁判所要請時の撮影や録音について、静岡地裁宛に「司法行政文書開示申出書」を、本会福田個人名で提出しました。開示を求めた文書は「静岡地方裁判所庁舎内における写真撮影・録画・録音の可否、及びその手続きについて定めた文書」です。担当の総務課職員によると「1か月以内に回答する」とのことです。



地検で要請する支援７団体のメンバー

なお、地裁要請終了後支援７団体のメンバーは静岡地検にも要請書を提出し、上記同趣旨で「行政文書開示請求書」も提出しました(提出者は福田個人)。

★５・13狭山事件の講演会で

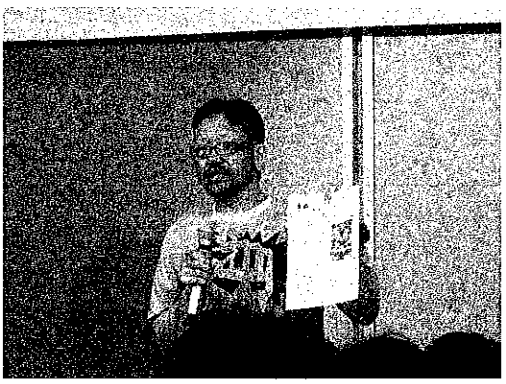
共同代表・校條　実

５月13日(月)に市ヶ谷で狭山事件の講演会があり、袴田事件のアピールの機会をいただき、少しお話しさせていただきました。

狭山事件は事件から５０年を迎え、３連発の再審を求める集会の第一弾で、落合恵子さんの講演でした。仕事が終わってから駆けつけたため、落合さんの講演のほとんどを聞けませんでしたが、石川さん夫妻の力強いご挨拶に、こちらもいつも勇気をもらっています。是非とも袴田事件とともに、狭山事件も一刻も早い再審を刈り取りましょう！。Free Hakamada Now!



石川一雄さんと早智子さん



校條 実共同代表

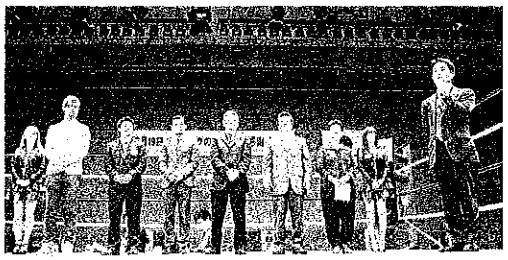
★「ボクシングの日」に後楽園ホールでひで子さんが支援アピール

江口 務

5月19日の日曜日、東京の後楽園ホールで日本プロボクシング協会主催の5.19「ボクシングの日」ファン感謝イベントが行われ、袴田ひで子さんが歴代世界チャンピオンらとともにリングの上から観客に支援を訴えました。

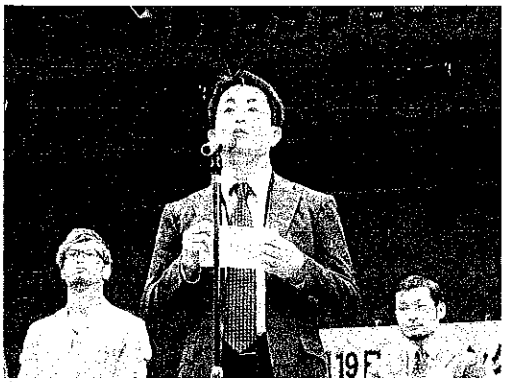

ロビーの様子

「ボクシングの日」は、故白井義男さんが1952年5月19日にダド・マリノを破って日本人初の世界チャンピオンになったのを記念して3年前に定められ、日本プロボクシング協会は毎年この日にファンとの交流イベントを開催しています。今年のイベントは、「袴田巖支援プロジェクト“Free Hakamada Now!”」とサブタイトルが付けられ、特別にプログラムの冒頭でボクシング関係者による支援アピールが行われました。


世界王者がリングアピール！

ボクシング協会は、冤罪に苦しむ元プロボクサー袴田さんの一日も早い再審・無罪獲得に向けてこれまでも精力的に支援活動を展開してきましたが、「さらに関係者一丸となって支援していく決意を新たにするため、今回の特別イベントを企画した」ということです。

リングアピールで日本プロボクシング協会「袴田巖支援委員会」の新田渉世会長は「袴田さんは無実にもかかわらず47年間も拘置所にいる。年齢も77歳になりとても心配だ」と、会場に詰めかけた約1000人のファンに支援を訴えました。


袴田巖さんへの支援を訴える日本プロボクシング協会・袴田巖支援委員会・新田渉世会長

続いて夫妻でオリジナルジュエリーショップを営む元世界王者の川嶋勝重氏がプロデュースした「袴田支援ピンバッジ」をひで子さんにプレゼント。さら




川嶋勝重氏がプロデュースした「袴田支援ピンバッジ」と袴田ひで子さん

にボクシング協会を代表して新田氏からは「後楽園ホール袴田巖シート」が贈呈されました。

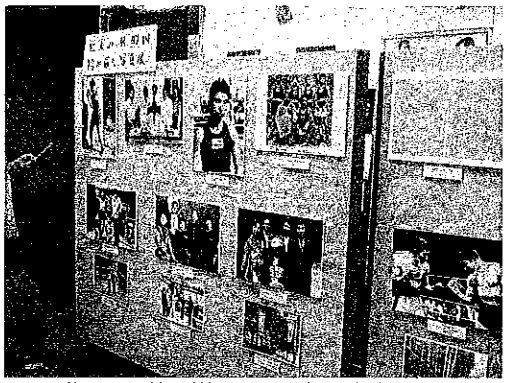

日本プロボクシング協会から袴田ひで子さんへ「後楽園ホール袴田巖シート」が贈呈された。

ピンバッジはレプリカを増産し、支援活動のシンボルとして普及させ、袴田シートは巖さんが再審・無罪を勝ち取った暁にリングサイドからボクシング観戦を楽しんでもらうためだそうです。

ひで子さんは2つの贈り物に感極まった様子で「あ

りがとうございます。これからもしっかり頑張っていきます」と、涙ながらにも固い決意を見せていました。

ボクシングファンの中にも「袴田事件」のことを知らない人がまだまだたくさんいます。今回のイベントは多くの人に冤罪事件のことを知ってもらうよい機会になったと思います。■



ロビーには若き日の袴田巖さんの写真などが展示された。



袴田ひで子さんに語りかける輪島功一さん



この日、募金箱にはたくさんの思いの詰まったお金が入れられた。



ブースが設けられ支援Ｔシャツや本などを売る支援者

P.5 文章参照→

● **成年後見**

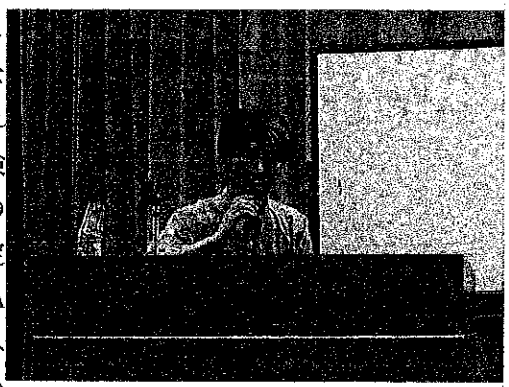
2004(H16)年	2月20日	静岡家裁浜松支部に後見開始申立。
2005(H17)年	3月	東京家裁から鑑定依頼を受けた精神科医による東京拘置所での問診を袴田さんが拒否。
2007(H19)年	5月16日	東京家裁調査官2名が東京拘置所で面接調査実施。
	5月18日	東京家裁調査官が調査報告書提出。
	8月27日	弁護団が日本精神神経学会に袴田さんの精神状態に関する意見書作成依頼。
	10月16日	日本精神神経学会から指名された精神科医が東京拘置所で問診実施。
	10月23日	東京家裁から鑑定依頼を受けた精神科医が東京拘置所で1回目の問診実施。
	10月25日	同精神科医が2回目の問診実施。
	11月7日	同精神科医が東京家裁に鑑定書提出。
2008(H20)年	2月11日	同精神科医が東京家裁に鑑定結果補充・訂正書提出。
	6月27日	東京家裁が後見開始申立却下審判。
	7月10日	弁護団が東京高裁に即時抗告。
	8月11日	日本精神神経学会から指名された精神科医が弁護団に意見書提出。
	10月10日	東京高裁に即時抗告理由補充書提出。
	11月7日	弁護団が病院移送と死刑執行停止を求める申入書(精神科医の鑑定書および意見書添付)を法務省に提出。
	12月19日	東京高裁が即時抗告審で原審判破棄・差し戻し決定。
2009(H21)年	3月2日	東京家裁が保佐開始の審判。姉の袴田ひで子さんを保佐人に選任。
2012(H24)年	4月24日	東京家裁に後見開始申立(第2次)。

「4・20冤罪袴田事件の再審を求める市民集会 ～今年こそ袴田巖さんの再審開始を勝ち取ろう！～」開催しました！

共同代表　校條　実

４月20日に池袋の豊島区勤労福祉会館にて、「4・20冤罪袴田事件の再審を求める市民集会～今年こそ袴田巖さんの再審開始を勝ち取ろう！～」と題して集会を行いました。

袴田事件弁護団から伊豆田悦義弁護士が「DNA鑑定意見書解説」と題して、この間注目された“血染めの「五点の衣類」”についてのDNA鑑定結果について、分かりやすく解説していただきました。自分的には、はじめはちょっと難しいかなぁ…と不安になったものの、どういう鑑定結果だったのかを解説してもらい、弁護側の鑑定人も検察側の鑑定人も、DNA鑑定方法は違う方法をとっていますが、共に「五点の衣類」のシャツの右肩についている血液の部分からのDNAが、袴田巖さんからとったDNAと一致しないという結果が出ており、マスコミなどで報道されたような対立はない事が分かりました。



伊豆田弁護士

また、これも報道などで言われていた、検察側からの弁護側鑑定人のDNA鑑定方法への信用性の指摘についても、弁護側鑑定人は世界的に承認されているDNA鑑定キッドを使って鑑定しており、そのキッドが信用に足るものであることは世界的な常識であり、むしろ検察側の指摘の方が世界の標準への挑戦であり、一般的に受け入れられるものではないということがわかりました。

それをさも重要な指摘と世間に報道したマスコミのあり方は軽卒であり、袴田巖さんの再審請求審に対する国民の印象を検察側に向けた罪過は大きいと思います。例えば、血液付着の場所を誰かが触れたかもしれない可能性を指摘し、その血液部分の鑑定結果は信用出来ないとした検察の意見は、世界的に承認された鑑定キッドへの疑問に等しい。些細なDNAではなく、そこに多く含まれているDNAを検出するようにできているキッドだから世界的に信用されている。また、このキッドは何度やっても同じ結果が出る信頼があるから、一度結果が出れば、出た結果は再現性があると認定されている。そしてそのキッドからの結果は世界に信用されている。だからそういうキッドに対して検察は疑問を呈したということになります。もしこのキッドの存在を知らないで仕事をしていたとすれば、もしかしたら日本のDNAの法鑑定の世界は、世界とかけ離れてはいないかと心配になります。また、裁判所は静岡地検のこのような鑑定結果に疑問を呈するような意見に耳を傾けるのでしょうか？そこが問われていると思います。このキッドに忠実に仕事をしたに過ぎない弁護側鑑定人が、さも特殊な方法をとったように、検察側は見せかけただけであるという事が分かり、マスコミに踊らされた自分も反省の気分でした。そうだったのか、と目からウロコが落ちました。マスコミの方は勉強していただきたいものです。

続いて袴田事件弁護団から村崎修弁護士が「第２次再審の現状と今後の展望」と題してお話しいただき、検察が冒頭陳述を「五点の衣類」が出てから速やかに変える様子や、今回のDNA鑑定DNAでの意見のおかしさなどを見て、とても事実を追求してるとは思えない、言葉（へりくつ）を使って真実



村崎弁護士

を覆い隠し、さらなる冤罪を作り出していると、昨今の検察のあり方を批判しました。また、裁判所はその検察の言う事を鵜呑みにするおかしさがあり、証拠に対する判断がおかしいと批判しました。検察も裁判所も公僕としての姿ではなく、権力者のための下僕と化していると。さらに今回のDNA鑑定でのマスコミ報道に対して、国民の印象に与えた罪は非常に大きいと批判し、真実追求のあり方に裁判所も検察もマスコミも非常に疑問があると強い口調で訴えました。

私も同感で、我々は裁判所にも検察にも、こんなお粗末な仕事ぶりに税金を払っているんじゃない、その分の税金は損害賠償請求したいくらいです。あまりにもいい加減過ぎます。素人目から見ても袴田巖さんが五点の衣類のズボンが履けない地点ですみやかに再審（再び審議）でしょう。本当に犯行着衣かもう一度調べる事が裁判所の仕事だったはず。また、味噌漬けにされたとする五点の衣類の色を見ただけで、味噌に使ってたものかどうか、検察は判断出来ないのでしょうか？それが税金で仕事をしている立場の仕事でしょうか。この裁判をこのまま再審出来ないようにする事が検察の仕事でしょうか？一般企業でもこんないい加減な判断の仕事は通用はしません。裁判所の仕事はなにか、検察の仕事はなにか、中枢の方々はよく見直すべきだし、国民はこの袴田巖さんの冤罪事件を全体で抗議するべきです。あまりにもあからさまな不当判決で死刑判決を受けている袴田巖さんを絶対ご存命のうちに救い出さなくてはならないと、強く思いました。

次にゲスト講演として、四国のお遍路巡礼の途中でこの会のために駆けつけて下さった布川事件冤罪被害者の桜井昌司さんからお話をいただきました。巡礼の話からはじめられ、巡礼しながら亡くなられたご両親に会えるかもとか、刑務所に入ってた日を思い出したり、袴田巖さんの事を考えたり。そんな話から始まりながら、所々笑いを誘いながら、分かり易く、すっと言葉が入ってくるトークで、自分がいま冤罪無罪になって思ったり感じている事を話して下さいました。冤罪被害を無くすため、自身の国賠裁判を進めながら精力的に活動されてる話は小気味良く、そして他の進行中の冤罪の方々の話になると言葉をグッと詰まらせる場面もありました。そして、いろんな人と力を会わせて、少しでも冤罪を無くす力になりたいと話されました。



桜井昌司さん

次に冤罪で思いを同じくする方々のアピールをいただきました。つい

前川彰司さん
この３月に名古屋高裁で再審開始決定を取り消された福井女子中学生殺人事件で冤罪を訴えている前川彰司さん。冤罪の心労で心の病になられた告白をし、慣れないマイクを持って自身のお話をされ、きょうはお話を聞いて「ひとりじゃないというのが、なんとなく分かりました」と締めくくられました。それから足利事件の菅家利和さんがお話しされ、無口だった自分が人前で話すようになったのは最近ですと話され、一日も早い袴田巖さんの再審を訴えられました。清水静岡市民の会の楳田代表は、５月26日に静岡地裁で同会の山崎俊樹さんの尋問が予定されている話をし、同会が行った衣類の味噌漬け実験が再審請求の法廷に上がる事に向けて準備をしているお話をしていただきました。東電OL殺



菅家利和さん

人事件のゴビンダさんの支援者の客野美喜子さんは、事件が冤罪無罪になった経験をふまえ、「なくせ冤罪！市民評議会」の設立準備をしている話をされました。また、ゴビンダさんからのメッセージも紹介されました。狭山事件支援者の安田聡さんは、狭山事件は事件から 50 年を迎え三回目の再審請求中で、袴田事件と同じ東京高裁管区の裁判なので、足利事件、布川事件、東電 OL 事件に続く戦いができるよう、東京高裁から再審の流れを作りましょうと訴えられました。

袴田ひで子さんは、前川彰司さんが締めくくった「ひとりじゃない」という言葉から始まり、支援者への感謝と、これからも支援をよろしくお願いしますと挨拶されました。

最後に福田共同代表は 5 月 19 日に後楽園ホールで開催される「ボクシングの日」で、袴田巖さんへの支援プロジェクトが行われる事を紹介し、この集会を締めくくりました。

尚この模様は CNM グループの方に()インターネット配信していただきました。下記アドレスにて、集会の模様の一部が見れますので、見られる環境のある方は、是非ご覧下さい。ツイキャストの方、ありがとうございました！

○ 4/20 ②「冤罪袴田事件の再審を求める市民集会」冤罪被害者 2013 - TwitCasting
http://pt.twitcasting.tv/hibi_tantan24/movie/11864069

○ 4/20 ①「冤罪袴田事件の再審を求める市民集会」村崎修弁護士 2013 - TwitCasting
http://pt.twitcasting.tv/hibi_tantan24/movie/11862108

配信者の方のブログ：
「日々坦々」http://etc8.blog83.fc2.com/

Free Hakamada Now!

■



袴田ひで子さん



楾田民夫さん



客野美喜子さん



安田　聡さん

「さいしん50号」に寄せて

共同代表 石井 信二郎

「袴田巌さんの再審を求める会」は2005年3月19日に発足しました。会報「さいしん」も同日付で創刊号を発行し、今回で50号を迎えることになりました。丸８年以上が経ってしまいましたが、その間に第一次再審請求は最高裁まで抗告しましたが棄却され、現在の第二次再審請求に至っています。正直言うともう少し楽観的に考えていて、８年も会報を出していようとは考えていませんでした。一方で司法や検察の保守性から考えてそう簡単に再審開始は出ないという思いもあり、矛盾しているのですが楽観的な思いと悲観的な思いがどこかでいつも混じり合っているような奇妙な感じがあります。この２年ぐらいの請求審の動きを見ると、裁判官の頭の中はどうなっているのかと訝しく思いつつも、本気で取り組んでくれているのじゃないかと期待が持てる展開なのかなと思います。わたしは創刊号で以下のような思いをつづっています「旧清水市横砂の味噌会社専務宅では四人もの人間が刃物でメッタ刺しにされたうえ火をはなたれて家ごと焼き殺されるという凄惨な事件が発生したのでありました。この事件の容疑者として逮捕された袴田巌さんはかなり早い時期から「犯人は袴田以外にないという信念をもった」警察署員らによって拷問のごとき取調べをうけたのでした。そして映画のセリフではありませんが「事件は現場で起きているんじゃないんだ！・・」まさに清水警察署の取調室で新たな事件は起きたのでした。これが世にいう「袴田えん罪事件」であります。「袴田えん罪事件」と「味噌会社専務一家四人殺人・放火事件」を強引に結ぶストーリーは自分の身に起こった事と考えれば、誰もが身の毛もよだつ恐ろしさです。「袴田えん罪事件」の主犯格とおぼしき刑事は拷問のごとき取調べをしたことなどまるで一片の罪悪感すらもっていません。むしろ「正義」を実現するため、凶悪殺人犯と決めた容疑者を確実に有罪にするため、確信を持って自らの職務に忠実に従ったことを誇らしくすら考えているのです」

事件発生(1966年6月30日未明)からまもなく47年が過ぎようとしています。お姉さんのひで子さんの面会が拒否されて、本人の健康状態を直接確認できない状態が２年近く続いています。一日も早い再審開始と釈放を求めます。■

本会共同代表の再選について

求める会事務局

袴田巌さんの再審を求める会は、現在、石井信二郎、福田勇人、校條実の三人で共同代表となり、現在任期が２年を経過しました。本来ならば、前号で信任をとる所ですが、遅れてしまいました。またこれからの２年をこの三人の体制でやっていきたいと思います。ご異論ある会員の方は、次号「さいしん発行」までに当会までご連絡ください。ご異議がなければ、この三名の共同代表の再選を承認したいと思います。

以上、会員の皆さま、宜しくお願い致します。

■

袴田巌再審支援Ｔシャツ通販サイト

(日本プロボクシング協会公認)

http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巌支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!!



元WBC世界フライ級王者・内藤大助氏、元世界２階級(WBCバンタム級、同フェザー級)王者・長谷川穂積選手

書籍紹介

共同代表・福田勇人

『死刑と精神医療』



高岡 健＋中島 直　編
批評社・2012 年・本体 2000 円

袴田事件は、本質的には「冤罪」にカテゴライズされるべき事件だ。しかし、冤罪の結果が袴田さんに対する死刑判決である以上、単なる冤罪事件ではなく、それに「死刑」というタグを付けざるを得ない。さらには、死刑執行のための長期独居拘禁によって袴田さんが深刻な精神障害を抱えるに至り、しかも、刑事訴訟法 479 条 1 項に「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する」と規定されていることも考慮すれば、「心神喪失」というタグも付けることになるだろう。

袴田さんの支援活動に関わる者にとって避けて通れない「死刑と精神医療」というテーマを、精神科医・精神障害者・弁護士・憲法学者・心理学者・評論家ら多彩な顔ぶれが、それぞれの立場から掘り下げたのが本書だ。

千葉景子法務大臣が死刑執行と引き換えに 2010 年に省内に設置させた「死刑の在り方についての勉強会」での議論をまとめた報告書の内容を、本書の冒頭などで編者の高岡氏が、「表層をなぞっただけの両論併記であり、いかにも深みに欠ける」「書き写しているほうが恥ずかしくなるような、本質に触れない議論」と切り捨てただけあって、死刑という刑罰の本質を「精神医療」というレンズを通して暴き出してみせた本書は、日頃から死刑をめぐる議論に物足りなさを感じている人たちにも、新たな視点を提供できるのではないだろうか。

現在の刑事手続き上、死刑に必然的に関わらざるを得ない精神科医が抱く深刻なジレンマ、すなわち、精神疾患に罹患し心神喪失の状態にある死刑囚を治療する行為は、それが奏功すればその死刑囚を執行可能な状態にすることを意味し、治療が患者の死につながるということ、そしてこのジレンマを解消するには死刑を廃止する以外にないということもその一つだ。

さらには、精神科医の高田氏が、刑罰権の正当性を支える「責任」という概念自体がフィクションであるとして、そもそも完全なる自由意思によって合理的・理性的に行動する人間など存在しないとする主張は説得的かつ刺激的であり、法体系そのものの虚構性を指摘するこうした主張は法律家からはなかなか出て来にくい。そうした点も本書の価値を高めていると思う。

責任概念をめぐるこのあたりの主張は、高田氏が本書で何度も引用する小坂井敏晶氏の『責任という虚構』や、その入門編とも言える岩波新書の『人が人を裁くということ』に詳しいので、死刑問題を論じるなら、存置派・廃止派にかかわらず一読を勧めたい。

日本で死刑についての議論が一向に深まらないのは、法務当局の極端な「密行主義」が原因であることは本書も指摘するとおりだ。「死刑を執行する権限以上に公共による監視を必要とする政府権力はない」。ハワイ大学社会学部教授のデイヴィッド・T・ジョンソン氏の言葉を忘れないでおこう。■

活動報告

4/11　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋）
4/15　国民救援会関係者と打合せ（巣鴨）
4/20　東京集会＆懇親会開催（池袋・豊島区勤労福祉会館ほか）
4/25　弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
5/4　清水・浜松支援者と打合せ（浜松・秀子さん宅）
5/5　「ボクシングの日」イベント打合せ（向ヶ丘遊園）
5/8　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋）
5/8　「なくせ冤罪！市民評議会」設立準備会参加（高田馬場・桜井司法研究所）
5/9　「ボクシングの日」イベント打合せ（新宿ほか）
5/12　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
5/13　袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
5/13　狭山事件集会で支援アピール（市ヶ谷・アルカディア市ヶ谷）
5/14　「ボクシングの日」イベント打合せ（向ヶ丘遊園）
5/17　地裁＆地検要請行動参加（静岡）
5/17　地裁＆地検に庁舎内での録音・録画に関する情報公開請求（静岡）
5/17　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
5/19　「ボクシングの日」イベントで支援アピール（水道橋・後楽園ホール）
5/20　袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
5/24　山崎証人尋問＆三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
5/26　浜松集会＆懇親会参加（浜松・市民協働センター）
6/8　「なくせ冤罪！市民評議会」設立総会（渋谷・渋谷区勤労福祉会館）
6/9　『さいしん』50号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
6/9　求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）

編集後記　4月20日に開催された当会の市民集会で、菅家さんから「冤罪被害者はすべてB型」というトピックが話され、袴田巖さん、桜井さん、杉山さん、菅家さん、あとの発言者から前川さん、ゴビンダさん、狭山事件の石川さんとすべてB型の方だという事が分かりました。これは一体ナニ？というくらい驚きでした。もうすぐ事件から47年目の6月30日だ。（ペンネーム zan）

活動予定

求める会

6/25　真闘ジム興行で支援アピール（水道橋・後楽園ホール）
7/7　定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
8/4　『さいしん』51号発送作業＆定例会（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

6/9　東京救う会公開学習会（清瀬・カトリック清瀬教会）
6/26　布川事件国賠第２回公判（霞が関・東京地裁）
6/28　弁護団会議（静岡・弁護士会館）
6/28　皮製ベルト検証（静岡・静岡地裁）
6/30　清水集会（清水・清水テルサ）
7/26　澤渡証人尋問（静岡・静岡地裁）
7/30　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
8/24～26　弁護団合宿会議（焼津）

■

（お詫び）前号の「活動予定 その他の団体」にある、「6/15-16 国民救援会現地調査＆集会」はこちらのミスで記載したもので、こうした予定はありませんでした。国民救援会関係者及び読者の皆さんにはご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。（求める会事務局より）

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。
☆どうぞカンパにご協力下さい。
☆ボーナスカンパ大歓迎！



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円

さいしん 第50号　新聞記事集

救援新聞　2013年4月5日（1958年6月10日 第三種郵便物認可）　第1724号

静岡・袴田事件

袴田さんは無実だ！

8団体70人でバースデー宣伝



訴える輪島功一さんと袴田秀子さん（中央）、社民主党党首の福島みずほ参議院議員（右端）ら

袴田巖さんの77歳の誕生日を記念して、3月10日、東京・有楽町マリオン前で、国民救援会、アムネスティ・インターナショナル日本、日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会などが、「袴田巖さんは無実だ！　バースデー・リレーアピール」をおこない、70人を超える支援者が参加しました。宣伝行動には、布川事件の桜井昌司さん、足利事件の菅家利和さん、日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会の新田渉世さん、元世界ジュニアミドル級チャンピオンの輪島功一さん、社民党党首の福島みずほ参議院議員らも参加し、袴田さんの支援をそれぞれ訴えました。

新田さんは、「日本プロボクシング協会では、袴田さんの無実を信じ、事件当初から支援活動を行ってきました。2007年から毎月面会もしてきましたが、死刑の恐怖の中で拘禁症により、まともな会話が成り立たない状況です。袴田さんは、今日で77歳。ご支援をお願いします」と訴えました。輪島さんは、袴田さんの支援を訴えたあと、胸に「冤罪」と書いた冤罪マンをノック・アウトするパフォーマンス。

国民救援会中央本部・鈴木猛事務局長は、「冤罪事件の多くは、捜査の途中から、その人が犯人ではないことが捜査機関には分かっていたと思われます。分かっていても起訴して有罪としてしまう、ここに今の刑事司法の問題があります。袴田事件でもデタラメの証拠を積み上げ、袴田さんを死刑に追い詰めました。無実の袴田さんを何としても取り戻しましょう」と訴えました。

毎日新聞　2013年（平成25年）3月11日（月）

袴田死刑囚誕生日 支援者が無実訴え

東京で署名集め

1966年に清水市（現静岡市清水区）で起きた「袴田事件」で、無実を訴え静岡地裁に第2次再審請求中の袴田巖死刑囚が10日、77歳の誕生日を迎えた。姉の秀子さん（80）や支援者ら約100人が、東京都千代田区有楽町の大型商業施設前でビラ配りや署名集めをし、袴田死刑囚の無実を訴えた。

足利事件で再審無罪となった菅家利和さんらえん罪被害者や、元ボクシング世界ジュニアミドル級王者の輪島功一さんも駆けつけた。秀子さんは「巖は46年間も獄中にいる。一日も早い再審開始を願っている」と話した。【平塚雄太】

毎日新聞
2013年(平成25年)4月9日(火)

収監日数 42年間 世界一

袴田死刑囚ギネスが認定

1966年に清水市（現静岡市清水区）で起きた強盗殺人「袴田事件」の袴田巌死刑囚(77)が「世界で最も長く収監されている死刑囚」としてギネス世界記録に認定されたことが分かった。第2次再審請求中の弁護団は「世界が、袴田死刑囚の境遇に関心を抱いていることを知ってほしい」としている。

英ギネスワールドレコーズの日本法人などによると、75歳の誕生日である11年3月10日付で、独自調査に基づき同社が認めた。認定の対象は、1審・静岡地裁で死刑判決を受けた68年9月11日から、2010年1月1日の「42年間」。ただし今も東京拘置所に収監中だ。

死刑確定後の拘束期間は名張毒ぶどう酒事件の奥西勝死刑囚(87)らの方が長いが、1審判決以降「死刑囚としての拘束」が続いているとして、袴田死刑囚が最長と判断した。

公式サイトでは「独房に暮らし、許可なく看守と会話できない。長年にわたって面会者もなく、長期間の孤独で精神の健康がどうなっているか重大な懸念がある」と紹介。弁護団や姉秀子さん(80)も知らず、昨年末に支援者が気づいた。

袴田死刑囚は認知症などの疑いがあり10年8月以降、秀子さんらの面会を拒否。再審請求審は、証拠衣類のDNA型鑑定で確定判決と食い違う結果も出て、静岡地裁で審理が続いている。【平塚雄太】

2013年(平成25年)4月20日（土曜日）

讀賣新聞

袴田事件で地検 追加意見書提出

「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地検は19日、袴田巌死刑囚(77)の否認調書を裏付ける捜査報告書67通が存在することを示した追加意見書を静岡地裁に提出した。内容については非開示としている。

捜査報告書は、1966年8月の逮捕前後に作成された袴田死刑囚の供述調書2通に出てくる関係者20人の供述を引用している。この時点では袴田死刑囚は容疑を否認しており、弁護団は関連する供述調書や捜査報告書の開示を求めていた。

地検は今年3月1日付の意見書で、関係者15人の供述調書63通の存在を示し、開示しないとしていた。

静岡地検の西谷隆次席検事は、改めて捜査報告書の存否を明らかにした理由について「捜査報告書は関係者の供述調書を引用しており、内容の精査に時間がかかった」とした。

産経新聞　2013年4月20日

未開示捜査報告書 67通の存在認める

袴田死刑囚・再審請求審

昭和41年に清水市（現静岡市清水区）で一家4人を殺害したとして、強盗殺人罪などで死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求審で、静岡地検は19日、未開示だった捜査報告書67通の存在を認め、静岡地裁にリストを提出した。報告書の開示自体は、「弁護団の主張とは関係がない」（西谷隆次席検事）として拒否した。

弁護団によると、捜査報告書は41年6～9月付。平成23年に開示された袴田死刑囚の否認調書に登場する関係者22人のうち20人に、県警が裏付け捜査をした際に作成した書類という。

弁護団の開示請求を受け、地裁が今年1月、22人の供述を含む未開示証拠の存在の有無と開示の可否を回答するよう地検に指示。地検は3月に22人中15人の供述調書63通のリストを開示した。

2013年(平成25年)4月20日(土曜日) 11版 社会 38
中日新聞

袴田事件

証拠に聴取内容20人分

地検が67通リスト提出

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された袴田事件の第二次再審請求で、静岡地裁に意見書を提出した。袴田巌死刑囚（七七）の否認調書を裏付ける可能性のある消防団員ら関係者二十人の捜査報告書など六十七通の証拠の存在を明らかにしたが、報告書の内容の開示は拒んだ。

意見書によると、二十人は六六年七～八月に取られた袴田死刑囚の否認調書二通に登場する消防団員やみそ製造会社従業員ら。捜査報告書には県警や地検が二十人から聴取した内容を記載している。

弁護団は「否認を裏付ける可能性がある」と報告書の内容の開示を求めていたが地検は「再審請求の趣旨と関連がない」と拒否した。

地検は三月に地裁に提出した意見書の中で、捜査報告書の基になった消防団員ら関係者十五人の供述調書計六十三通の存在を認め、リストを開示したが、今回と同様、内容の開示は拒んだ。

袴田死刑囚の支援者ら約十人は十九日、地検に開示の証拠を速やかに開示するよう地裁と地検を訪れ、未開示を回答するよう求めた。

2013年(平成25年)4月20日(土曜日)
日本経済新聞(夕刊)

捜査報告書67通未開示

袴田事件 地検がリスト提出

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人を殺害したとして、強盗殺人罪などで死刑判決が確定した袴田巌死刑囚（77）の第2次再審請求審で、静岡地検は20日までに、未開示の捜査報告書67通の存在を認め、静岡地裁にリストを提出した。

報告書そのものの開示は拒否した。西谷隆次席検事は理由を「再審請求審の争点とは関係がない」と説明している。

3月分と合わせると、捜査書類計130件のリストが提出された。弁護団は「無罪を証明する重要な証拠」として、捜査書類の開示を請求する。

今回提出されたのは、2011年に開示された袴田死刑囚の否認調書に登場する関係者22人のうち20人に関する県警の捜査報告書のリスト。事件発生直後の66年6月30日から、袴田死刑囚の逮捕を挟み、同年9月14日にかけて作成された。

弁護団の請求を受け、地裁が今年1月、22人の供述を含む未開示証拠の存在の有無と開示の可否を回答するよう地検に指示。地検は3月に22人中15人の供述調書63通のリストを提出した。今回はこれに追加する形で地裁に提出された。

平成25年(2013年)4月20日（土曜日）

未開示捜査報告書67点

袴田事件 再審請求 検察側がリスト提示

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検は19日、証拠開示についての追加意見書を静岡地裁に提出した。この中で、袴田厳死刑囚(77)の否認調書に登場する関係者20人の未開示捜査報告書計67点が存在することを認めてリストを提示したが、中身自体の開示は拒否した。

地検は開示拒否について、「弁護団は再審請求の理由で（犯行着衣とされる）『5点の衣類』が袴田死刑囚のものではないと主張している。しかし、捜査報告書の内容は衣類と関連性がない」と説明している。一方、弁護団は「検察は公益の代表者として、無実の人を救済するために証拠開示に応じるべき」と主張していて、今後も中身の開示を検察側に命じるよう、地裁に求めるとみられる。

証拠開示をめぐって同地検は3月、同地裁の要請に応じ、袴田死刑囚の否認調書に現れる関係者15人の供述調書63点のリストだけを示した。今回、明らかになった捜査報告書は66年6～9月に県警が裏付け捜査した際に作成され、否認調書に登場する15人のほか、新たに5人の名前が加わっている。

静岡中 2013年(平成25年)4月20日(土)
毎日新聞

捜査報告書67通の存在判明

袴田事件

1966年に清水市（現静岡市清水区）で起きた「袴田事件」の第2次再審請求で、当時の捜査報告書67通が存在することが新たに分かった。静岡地検が19日提出した意見書で明らかにした。

静岡地検の西谷隆次席検事は同日、「（報告書は）再審請求理由とは関連しない」と話し開示の必要はないとしたが、弁護団は「袴田死刑囚の否認を裏付ける可能性がある」として開示の必要性を訴えていくという。

報告書は、弁護団が3月の3者協議で、66年7～8月に作成された袴田厳死刑囚(77)の否認調書に登場する人物に関するものがあるはずと主張。地検に存否を明らかにするよう求めていた。【荒木涼子】

2013年(平成25年)4月21日(日曜日) 12
中日新聞

「袴田事件」再審へ 東京で支援者集会

布川事件・桜井さん講演

一九六六年に清水市（現静岡市清水区）で起きた「袴田事件」で、第二次再審請求中の袴田厳死刑囚(七七)の支援者の集会が二十日、東京都豊島区の勤労福祉会館であった。

内外の支援者約五十人が参加。茨城県で六七年に男性が殺害された布川事件で再審無罪が確定した桜井昌司さん(六八)が講演し、「冤罪で死刑囚になるつらさは尋常ではない。冤罪被害者をなくすため、共に戦っていきたい」と力強く語った。

袴田死刑囚の姉秀子さん(七〇)は「本人は今も拘置所の中で四十七年間の苦しい生活を送り続けている。再審開始に向けた支援をお願いします」と話した。

弁護団の村崎修弁護士は「静岡地検は証拠の存在を明らかにするだけで内容の開示を拒むのはおかしい。真実を追究する態度が感じられず、これでは正しい判断が下せない」と訴えた。（奥村圭吾）

無実の死刑囚
―袴田巌さんを救おう
袴田事件全国宣伝行動

第2次再審請求審が重要な局面を迎えている袴田事件。無実の死刑囚・袴田巌さんの救援運動を強めようと、この4月、全国宣伝行動にとりくみました（4月末現在）。

青森

20日、青森市の繁華街で横断幕、ノボリ3本を出し宣伝。強風と寒さのため人通りが少なかったのですが、敢行。青森支部からの参加者含めて、7人で行い、ビラ200枚を配布しました。

岩手

12日の昼、盛岡市大通りで、3支部から9人が参加し、マイクを使って訴え。ビラを200枚配布し、署名を32人分ご協力いただきました。釜石出身の若い人が「あれはひどい」と共感の声。

秋田

26日の昼、JR秋田駅コンコースで宣伝。ビラ350枚を配布し、署名は、3事件合計で66人分が集まりました。若い人から、「袴田事件知ってる」「いまどこの裁判所で審理されているんですか」などの関心が寄せられました。



岩手・盛岡城跡公園横の歩道で宣伝・署名

茨城

19日11時から1時間、水戸駅頭で5支部が参加し、9人で宣伝。ビラ300枚を配り、署名5人分集まりました。「DNAが一致しなければ間違いないね」と署名に応じてくれました。

東京

18日、中央本部と合同で御茶ノ水駅頭で宣伝。大崎事件首都圏の会の人たちなど、17人が参加し、ビラ350枚を配布。署名は12人分集まりました。署名に応じていただいた方の中には、「用紙を何枚かください。集めますから」と2、3枚署名用紙を持って行ってくれた方もいました。

長野

14日、長野駅前で6支部から14人が参加し、宣伝カーも出して宣伝。横断幕、旗を立てて、ビラ120枚を配り、署名15人分を集めました。訴えを聞いてくれた人や、ビラを読んでくれた方からは、「ひどいですね」「そうですか」「その事件、知っています」などの感想や声が寄せられました。

大阪

10日午後5時から1時間、天神橋商店街交差点で10支部からの参加者14人で宣伝。ハンドマイク2台を据えて訴え、ビラ250枚、署名22人分が集まりました。若い人から、「袴田事件知ってる」「いまどこの裁判所で審理されているんですか」などの関心が寄せられました。

和歌山

16日、午後5時半から1時間、JR和歌山駅前で宣伝。6人でハンドマイクを使い、ビラ300枚を配り、署名12人分を集めました。ビラの受け取りが良く、ある学生さんはビラを10分以上読んでから署名に応じてくれました。

徳島

7日午後1時、JR徳島駅前で6人で宣伝。強風のため、マイクやのぼりが使えず、風でビラが飛ばされる場面も。それでも、ビラ150枚を配ることができ、署名45人分が集まりました。

静岡新聞　2013年5月18日

早期の再審開始を
支援団体が要請書

袴田事件

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺された「袴田事件」で、第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(77)を支援する7団体が17日、早期の再審開始と刑の執行停止を求める要請書を、静岡地裁と静岡地検に提出した。

支援者約20人が届けた。静岡地裁への要請書には、東京で3月に集めた再審開始を要望する98人分の署名を添えた。静岡地検に対しては、全証拠の開示もあらためて求めた。

救援新聞
2013年6月5日

◆静岡・袴田事件

「無実の弟を助けて」

ボクシングファンに秀子さん訴え

東京

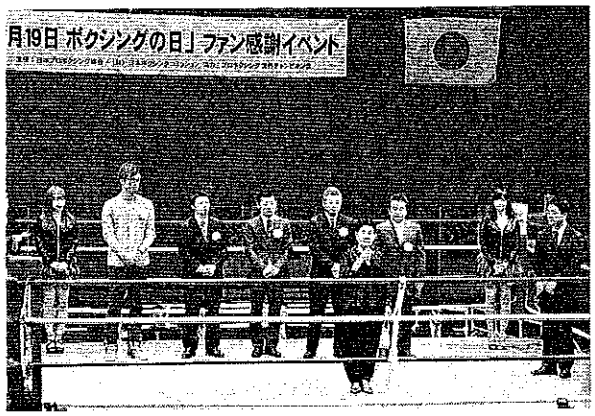
元プロボクサーの袴田巖さん（死刑囚）の再審開始を求めて、5月19日、東京・後楽園ホールでボクシングファンを集めたイベントが開かれました。

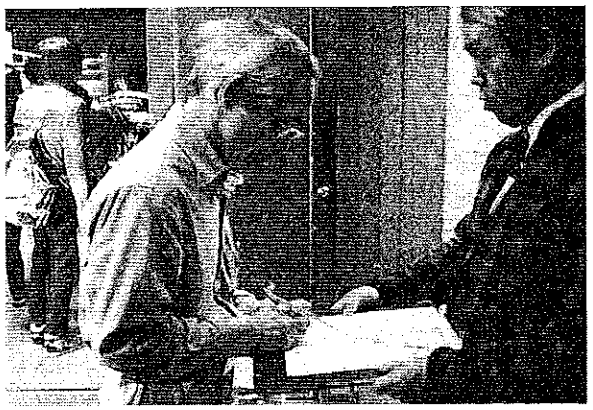
イベントは、「ボクシングの日」ファン感謝イベントとして日本プロボクシング協会が毎年開催しているもので、今年は袴田事件支援を全面に打ち出しておこなわれました。

袴田巖さんの姉・秀子さんとともに、渡嘉敷勝男さんら新旧チャンピオンの代表がリングに上がり、袴田さんの支援を訴えました。日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会委員長の新田渉世さんが、「袴田さんが無罪を勝ちとり、試合を観戦できるように」と、後楽園ホールのリングサイドの指定席「袴田巖シート」を秀子さんに贈りました。

マイクを手にした秀子さんは、「素晴らしいイベントを開いていただきましてありがとうございます。巖は47年間拘置所におり、77歳です。健康状態もかんばしくありません。でも、拘置所のなかで頑張っていると思います。ご支援をお願いします」と訴えました。

ロビーでは、ボクサー時代の袴田さんの写真が飾られたほか、署名活動もおこなわれ、ファンやチャンピオンがペンを走らせる姿が見られ、130人分を集めました。





1550人に訴える袴田秀子さん（東京）　ボクシング大会会場で署名（長崎）

◆長崎・長崎支部

ジムを訪問し袴田支援要請

日本プロボクシング協会が袴田事件を支援しているため、長崎市内3カ所のボクシングジムを訪問し、チラシの配付と、署名の協力を依頼しました。

その中で、ひとつのジムでは、事件のことは知っていると署名58筆の協力をいただき、また他のジムからは、5月12日の同ジム主催の「長崎エキサイティングボクシング大会」を紹介され、支部役員ら4人が参加して、来場者にチラシ約270枚の配布と署名80人分を集めることができました。署名をお願いすると、「この事件は、よう知ってます」などの反応があり、お願いしたほとんどの方が署名に応じてくれました。今後も署名・宣伝にとりくみ、袴田さんの再審開始を勝ちとる決意を新たにしました。

（県本部事務局長・都浩治）

中日新聞　2013年5月22日

「拘置47年 ぜひ再審を」

中区 26日、袴田死刑囚支援集会



再審開始への支援を訴える袴田ひで子さん㊧＝浜松市役所で

一九六六年、清水市（現静岡市清水区）で一家四人を殺害したとして死刑判決が確定した袴田巌死刑囚（七七）の再審請求を支援する集会が二十六日、浜松市中区の市市民協働センターで開かれる。

弁護団の伊豆田悦義弁護士が、犯行時の衣類とされるシャツから検出された血液のDNA鑑定をめぐる、弁護団と検察側の論争などを解説。支援者から、衣類発見時の状況についての疑問なども報告される。

二十一日、浜松市役所で記者会見した袴田死刑囚の姉ひで子さん（八〇）は「四十七年も拘置所に入っている。ぜひぜひ再審をお願いしたい」と話した。

集会は午後一時半から。問い合わせは「浜松 袴田巌さんを救う会」＝電053（465）7008＝へ。

救援新聞　2013年6月5日

静岡

県母親大会で支援を訴える



静岡県母親大会で会員と一緒に訴える袴田秀子さん

国民救援会静岡県本部と沼津、静岡、掛川支部から10人が参加して、5月12日、第51回静岡県母親大会で、袴田事件の支援を訴え、ビラの配布や署名をお願いしました。

マスコミの報道もあり、5点の衣類のことやDNA鑑定のことなど袴田事件について知っている方が多く、署名にも快く応じてくれました。昼休みの行動で100人分の署名が集まりました。

会場では袴田秀子さんが、1700人の参加者に「事件から47年になります。弟は無実です。人など殺していません。私も80歳になりますが、弟が無罪になるまで命ある限り頑張りますのでご支援をお願いします」と訴えを行いました。

県本部・支部からの参加者は、第2次再審請求審の状況を報告し、支援を呼びかけました。

（県本部）

2013年（平成25年）5月27日（月曜日）　12

中日新聞

袴田事件の再審 求めて支援集会

浜松で40人参加



再審実現に向け支援者らが集った集会＝浜松市中区の市市民協働センターで

一九六六年、清水市（現静岡市清水区）で一家四人を殺害したとして死刑が確定した袴田巌死刑囚（七七）の再審請求を支援する集会が二十六日、浜松市中区の市市民協働センターであった。支援者ら約四十人が参加した。

弁護団の伊豆田悦義弁護士が、犯人のものとされる半袖シャツの血痕が袴田死刑囚のものではないとの結果が弁護団、検察側双方のDNA鑑定で出たことをあらためて説明。「確定判決は血痕は犯人のものと認定している。袴田さんが犯人でないのは明らか」と話した。

検察側が、鑑定したDNAが犯人の血液ではなく捜査員ら第三者の汗や唾液といった「汚れ」だった可能性があると言い始めたことについては「逆に、汚れと疑わせる合理的理由もない」と批判した。

2013年(平成25年)5月25日(土曜日) 11版 社会 30
中日新聞



証人尋問について会見で語る山崎さん(左から3人目)＝静岡市葵区で

袴田事件

「犯行時の着衣でない」

衣類みそ漬け実験の支援者 証人尋問で主張

清水市(現静岡市清水区)で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された袴田事件の第二次再審請求で、静岡地裁は二十四日、袴田巌死刑囚(七〇)の犯行時の着衣とされる「五点の衣類」のみそ漬け実験をした支援者の山崎俊樹さん(五九)を証人尋問した。

五点の衣類は事件の約一年二カ月後、会社のみそタンクの中から見つかった。山崎さんら支援者は二〇〇八年以降、三回の実験をして「衣類は捜査機関が捏造した証拠だ」と主張する報告書を作成。弁護団が二次請求で新証拠として地裁に提出している。

弁護団によると、山崎さんはこの日の弁護側主尋問で「五点の衣類のみその染まり方は極端に薄く、一年二カ月も漬かっていたとは考えられない」「数時間漬ければ、衣類を同じ色にするのは可能だ」と証言した。

一方、検察側は反対尋問で「みその成分や布が当時と異なるのでは」と実験の信頼性に疑問を投げかけた。

山崎さんは尋問後の会見で「変色具合から、五点の衣類が犯行時の着衣でないことを裁判官に理解してもらえたと思う」と語った。

尋問後に地裁と静岡地検、弁護団の三者協議があり、弁護側が求めていた沢渡千枝静岡大教授(被服学)の証人尋問を七月二十六日にすることを決めた。沢渡教授は、死刑囚の右肩の傷と着衣に開いた穴の位置が一致しないとする鑑定を担当した。弁護団は結果を地裁に証拠として提出している。

成年後見人選任 東京家裁が却下

東京拘置所の袴田巌死刑囚に認知症の症状があるとして、姉の秀子さん(六〇)を成年後見人とするよう求めていた審判で、東京家裁は二十一日付で、選任申し立てを却下した。却下は二〇〇四年の申し立てに続き二回目。弁護団は東京高裁に即時抗告する。弁護団などによると、後見開始の審判をするには袴田死刑囚を精神鑑定する必要があるが、死刑囚は鑑定を二度にわたり拒否。弁護団が求めた医師の独房への立ち入りや医務室での鑑定も拘置所が認めず、精神鑑定ができなかったため、家裁は申し立てを退けた。

秀子さんが成年後見人の選任を申し立てたのは昨年四月。審判で「心神喪失状態」と認められれば、刑事訴訟法に基づき死刑執行が停止される可能性があるため、早期の鑑定実施を求めていた。死刑囚は〇七年十二月以降、秀子さんとの面会を拒絶している。

秀子さんは「精神鑑定できなかったからという単純な理由で却下されるのはおかしい。丁寧な判断をお願いしたい」と話した。

平成25年(2013年)5月25日（土曜日）

着衣「簡単に再現」

袴田事件再審請求 支援者、尋問で証言 静岡地裁

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、事件発生から1年2カ月後にみそタンクで見つかり、犯行着衣とされた「5点の衣類」に関する変色実験を実施した袴田厳死刑囚(77)の支援者への証人尋問が24日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で、非公開で行われた。支援者は「5点の衣類と同じものを短時間で作り出せる」と証言した。

弁護側証人として出廷したのは「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」の山崎俊樹事務局長(59)。過去3回、同種の衣類をみそに漬け、衣類や付着した血液の変色具合を実験。「5点の衣類は1年以上もみそ漬けになってはいない」と結論付け、袴田死刑囚の無実を裏付ける新証拠の一つとしている。

弁護団は尋問後の会見で「犯行着衣に重大な疑問があると突き付けることができた」とし、捜査機関による証拠品捏造（ねつぞう）の可能性をあらためて主張した。

弁護団によると、検察側は生地やみその成分の違いなど実験方法について主に尋ねたという。これまでに地裁に提出した意見書で、検察側は「いずれの実験も、5点の衣類が漬かっていた状態を正確に再現したものではない」と反論している。

後見申し立て却下 姉の秀子さん抗告へ

静岡地裁に第2次再審請求中の袴田厳死刑囚(77)の弁護団は24日、袴田死刑囚の姉秀子さん(80)による後見人就任の申し立てが東京家裁に却下されたことを明らかにした。

秀子さんは決定を不服として、東京高裁に即時抗告する方針。

却下は21日付。秀子さんは現在、後見人より代理権が限定される袴田死刑囚の保佐人。秀子さんは昨春、死刑囚には認知症の疑いがあり正常な判断ができないとして、後見人就任を申し立てていた。

東京家裁は申し立て却下の理由を「（袴田死刑囚の精神）鑑定をすることができないため」などとしている。

弁護団によると、家裁は鑑定人を東京拘置所に2回派遣したが、袴田死刑囚から「会いたくない」と拒否されたという。弁護団は医務室での鑑定も要請したが、受け入れられなかった、としている。

袴田事件第2次再審請求

みそ漬けの実験で弁護側証人を尋問

清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求で、静岡地裁は24日、弁護側が新証拠とするみそ漬け実験を実施した男性支援者(59)の証人尋問を実施した。

支援者は静岡市清水区の山崎俊樹さん。尋問は非公開で、終了後、山崎さんと弁護団が記者会見した。

山崎さんは、衣類をみそ漬けにし、色の染まり具合を調べる実験を実施した。この日の尋問では、実験の結果、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされている「5点の衣類」の色について「20分間程度みそ漬けにしたのと同程度の染まり具合で、1年以上みそ漬けになっていたにしては色の染まり具合が薄すぎる」などと証言したという。

弁護団は「5点の衣類」は「捜査機関が捏造（ねつぞう）した」と主張し、この実験を新証拠の一つとしており、山崎さんは「裁判長に理解していただけた」と話した。

検察側は、実験のみその成分などは実際の事件と異なるのではないかなどと反対尋問したという。

また同地裁は、証人尋問後の三者協議で、袴田死刑囚の傷と「5点の衣類」の血痕などに矛盾があるなどとした弁護側の鑑定人の尋問を7月に実施すると決めた。

朝日新聞 2013年(平成25年)5月25日 土曜日

平成25年(2013年)5月25日 土曜日

産経新聞

23 (静 岡) 12版

袴田死刑囚「5点の衣類」検証

昭和41年に清水市（現静岡市）で一家4人を殺害したとして強盗殺人罪などで死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求で、犯行時の着衣とされる「5点の衣類」の真偽を検証する証人尋問が24日、静岡地裁で行われた。

「5点の衣類」は、事件から約1年後にみそ工場のタンクから発見され、その後、弁護側が衣類をみそに漬ける実験を行っていた。証人として出廷した支援団体の山崎俊樹さん(59)は会見で「実験の結果、衣類は1年以上漬かっていたとは思えず、短時間で同じものができることを訴えた」と述べた。また会見で、袴田死刑囚に認知症の疑いがあることから昨年4月、成年後見の開始を東京家裁に請求していたが、今月21日に却下されたことが分かった。

静岡中 2013年(平成25年)5月25日(土)

毎日新聞

姉による成年後見人申請却下

袴田事件で東京家裁

「袴田事件」の第2次再審請求で、弁護団は24日、袴田巌死刑囚(77)の姉秀子さん(80)による死刑囚の成年後見人申請を東京家裁が21日付で却下したことを明らかにした。

家裁は却下理由を「精神鑑定ができないため」としている。弁護団によると死刑囚は「誰にも会いたくない」と鑑定を拒否しているという。秀子さんは2008年6月にも申請が却下されたが、09年3月には再審請求も可能となる成年後見制度の保佐人になった。【荒木涼子】

静岡 13S 2013年(平成25年)5月25日 (土曜日)

読売新聞

袴田死刑囚 精神鑑定できず

清水市（現・静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された「袴田事件」で、東京家裁が、第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(77)の精神鑑定を実施できないと判断したことが24日、わかった。

成年後見制度に基づき、姉の秀子さん(80)が昨年4月に申し立て、同家裁は同6月に実施を決定した。

袴田死刑囚が精神鑑定で心神喪失状態であると判断されると、秀子さんが成年後見人となる。弁護団は「心神喪失だと証明し、死刑執行を停止させたい」と考えていた。

しかし、弁護団の岡島順治弁護士に23日、「後見開始の審判をするには鑑定をさせなければならないが、鑑定をすることができない」として、申し立てを却下する審判が届いたという。審判は21日付。弁護団は、東京高裁に即時抗告する方針。

岡島弁護士は24日の記者会見で、却下理由について「袴田死刑囚が面会を拒否していることや、東京拘置所がプライバシー保護の観点から強制的に独房に立ち入らない措置を取っているためではないか」と話した。

支援者初の証人尋問

「袴田事件」の第2次再審請求審で、犯行着衣とされた5点の衣類と同じ素材の衣類でみそ漬け実験をした袴田死刑囚の支援者・山崎俊樹さん(59)の証人尋問が24日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）であった。袴田事件の再審請求審で支援者の証人尋問は初めて。

確定判決では、1年以上みそにつかっていた「5点の衣類」が袴田死刑囚の犯行着衣と認定。弁護側は第2次再審請求審で、山崎さんら支援者が行った再現実験で「犯行着衣は長期間みそに漬かっていたとは考えられない」とした結果を根拠の一つとしている。

尋問は非公開で行われた。尋問後、記者会見した弁護団によると、検察側からは「衣類の生地やみその成分など、正確に再現された実験なのか」などと質問があったという。

弁護団の小川秀世事務局長は「5点の衣類が犯行着衣ではないと、裁判所に重大な疑問を突きつけた」と話した。

2013年(平成25年)5月25日

朝日新聞

■袴田死刑囚の後見人を却下

静岡県で1966年に一家4人を殺害したとされる袴田巌（いわお）死刑囚(77)＝第2次再審請求中＝の弁護団は24日、袴田死刑囚が心神喪失状態にあるとして、姉ひで子さん(80)を後見人とする申し立てをしたところ、東京家裁（小西洋家事審判官）に却下されたと発表した。21日付。東京高裁に即時抗告する方針。

『季刊 刑事弁護』第74号「袴田事件 再審請求事件における証拠開示」

いうものであった。もっとも、古く保存状態の悪い資料であったため完全とはいえない。したがって、5点の衣類に関する開示証拠は、DNA鑑定と補完し合い、再審を開始させることになるものと確信している。

5 その他の開示証拠

5点の衣類以外では、事件直後に袴田氏が任意で取調べを受けた際のアリバイ等に関する詳細な供述調書、さらには逮捕後の否認調書と未提出の自白調書、自白の録音テープも1本も含まれていた。

いまのところ、自白は5点の衣類の陰に隠れているが、裁判所は、どうしても、自白に引きずられる。したがって、自白を否定することにつながるこれらの証拠群も、大きな力になるはずである。

残された課題

以上のとおり、袴田事件における証拠開示は、再審開始に向かう原動力の一つになっている。しかし、課題もある。第1次再審で強く主張していた、裏木戸実験における警察のねつ造は、実験の写真すべて、とくにネガフィルムを確認すれば、直ちに明らかになると考えていた。ところが、実験時のネガも一応開示されたものの、肝心の部分が切り取られており、切り取られたネガは「存在しない」という答えであった。だから、開示の勧告の対象にもならなかった。

取調べの録音テープに関しても、弁護団は、当時の新聞記事から、否認段階に録音がなされていることを知ったことから、開示請求をしたのである。それが、否認時の録音テープは、「存在しない」との回答で終わってしまった。

ネガが切り取られているというのは、意図的なものである。こうした、違法な行為を防止できなければ、裁判所が、いくら開示に積極的になったとしても、事実上、開示を拒否する方法を与えてしまうことになる。捜査段階から確定後を含めた証拠の管理について、法律で厳格に規定する必要があると思われる。

（おがわ・ひでよ／静岡県弁護士会）

毎日新聞 平成25年(2013年)6月4日（火曜日）

袴田死刑囚の姉 きょう即時抗告

後見人就任求め

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺された「袴田事件」で、死刑が確定して静岡地裁に第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(77)の姉秀子さん(80)は4日、後見人就任の申し立てを却下した東京家裁の決定取り消しなどを求め、東京高裁に即時抗告する。弁護団への取材で分かった。

秀子さんは昨年、袴田死刑囚には認知症の疑いがあるとして、後見人の就任を申し立てたが、東京家裁は今年5月に「精神鑑定をすることができない」ことを理由に却下した。

弁護団の弁護士によると、4日中に抗告状を郵送する。

めて再審における証拠開示の重要性を認識させられた。これらは、検察官が、意図的に公判に提出しなかった証拠なのだから、考えてみれば当然であるが、開示証拠は、弁護側にとって、有利なものばかりであった。しかし、それにしても、こんなものまであったのかと、驚かされた証拠がいくつも含まれていた。

1 ズボンの寸法札の「B」の表示

その中でも、ズボンの寸法札の「B」の表示が、サイズの記号ではなく、生地の色の記号であるとする証拠群は、衝撃であった。

確定前は、再審請求後のように、5点の衣類のねつ造主張はなされていなかったため、ズボンのサイズは、もっとも深刻に争われた論点であった。袴田氏は、どうしてもズボンがはけなかったからである。控訴審において、ズボンを着装する検証が3回行われ、生地が縮むか否か等の鑑定が3回も実施されたのだ。ところが、何度試みてもはけないし、味噌漬けによっても、ほとんど生地が縮まないことは、鑑定の結果動かせないものになっていた。5点の衣類が犯行着衣であっても、袴田氏が着用できないのであれば、袴田氏が犯人であるはずがない。

そのため、最終的に、控訴審判決は、はけなかった理由はともかく、ズボンが「B体」なのだから、もともとのウェストサイズは83～4センチメートルで「あったはず」であり、だから、同サイズ73センチメートルの袴田氏には「はけたはず」であると認定したのである。したがって、「B」サイズであることは、この認定において決定的に重要な事実であった。

ところが、それが、「色」の表示であったというのである。しかも、捜査機関は、5点の衣類発見直後に、ズボンのメーカーから、「C」という表示のある寸法札を押収し、「B」が色の表示であるという関係者の供述調書も作成していながら、それを隠し、「B」はサイズであると主張していたのだ。これらの開示証拠を、弁護側から新証拠として提出したことは言うまでもない。

死刑事件のもっとも重要な論点において、検察官がこんな虚偽の主張をすることは、犯罪と言うべきものであり、強い怒りを感じざるをえない。

5点の衣類に関するその他の開示証拠も、いずれもこの寸法札のように、犯行着衣であることを否定する方向のものばかりであった。

2 5点の衣類が犯行着衣とされた根拠

そもそも、5点の衣類が犯行着衣と認定された根拠は、血痕が付着し、損傷があり、事件現場の近くから発見されたなどの事実と、事件直後のタンク内には、麻袋入り衣類を隠せるほどの相当の量の味噌があり、しかも、その後新たに味噌の材料を仕込んだ際に、タンクの中に入って味噌を踏んだのは袴田氏であるとされたことにあった。

ところが、味噌の量については、詳細に伝票等を調査した警察官の報告書が開示され、そこには、弁護団がこれまで主張していたのと同じ、当時の味噌の量は80キログラムであったとされていた。80キログラムでは、タンクの底から平均1.5センチメートルの高さにしかならず、衣類を隠すことができない。ちなみに、裁判所をして「相当量」の味噌が残っていたと認定させたのは、事件直後、味噌工場を捜索した警察官らの証言である。

また、味噌製造工場の従業員らの初期供述では、袴田氏は、味噌すりの仕事に従事しており、仕込みの際にも味噌を踏んだのは他の従業員ではないかとの内容であった。ところが、その後、供述内容が変遷していき、結局、袴田氏が踏んだものとされてしまったのだ。

3 5点の衣類のカラー写真の存在

さらに、これも驚きであったが、5点の衣類は、発見直後、カラー写真で撮影されていた。ところが、公判に提出されていた写真は、発見直後のものは、白黒しかなかったのである。私たちは、この事実すら知らなかった。検察は、これほど重要な証拠であるのに、カラー写真の存在を隠していたのだ。

写真を見ると、1年2カ月味噌漬けなっていたはずの衣類にもかかわらず、着色が薄く、とくに緑色ブリーフは少し味噌で汚れたような程度であった。だから提出できなかったのではないかと考えられる。

4 5点の衣類のDNA鑑定

5点の衣類についてはDNA鑑定が実施された。鑑定結果は、衣類のDNAは、被害者と一致するものも、袴田氏と一致するものも、まったくなかったと

特別企画
再審の新たな動き

『季刊 刑事弁護』第74号

事例報告②

袴田事件
再審請求事件における証拠開示

小川秀世 弁護士

事件の概要と審理経過

袴田事件は、1966（昭和41）年6月30日未明に、旧清水市内の味噌会社の専務宅で発生し、家族4名が殺害された強盗殺人放火事件である。袴田巌氏は、当時、味噌会社の住み込み従業員であった。袴田氏は、逮捕後、勾留満期の3日前に自白させられたが、有罪とされた決定的証拠は、事件発生から1年2カ月も後に、現場近くの味噌工場内の味噌醸造タンクから、麻袋に入って発見された5点の衣類であった。5点の衣類は、犯行着衣はパジャマであったとする自白の内容と矛盾するものであったが、ズボンの共布が、警察により、袴田氏の実家から発見されたこともあって、袴田氏の犯行着衣であるとされたのである。

1980（昭和55）年、袴田氏の死刑判決が確定し、翌年に再審が申し立てられたが、2008（平成20）年に最高裁の特別抗告が棄却された。

第2次再審が申し立てられたのは、その1カ月後の同年4月である。5点の衣類が、犯行着衣ではなく、ねつ造証拠であると主張し、それを裏付ける味噌漬け実験報告書等を新証拠として提出したところから、第2次再審が始まった。

弁護団は、第1次再審のときから、すべての証拠の開示を要求していた。しかし、検察官は、証拠の存在すら明らかにせず、木で鼻をくくったような対応をとり続けた。結局、第1次再審では、1点の証拠の開示もなされなかった。

第2次再審においても、当初の検察官の対応は、同様であった。再審における証拠開示の法的根拠を明らかにせよなどと言うだけで、開示に向けた検討を、まったくしようとしなかった。

検察官の対応の変化

ところが、2010（平成22）年2月、担当検事の異動が決まったころから、突然、検察官の対応が変化した。そして、検察官は、同年5月の三者協議において「公益の代表者」として、開示する方向で検討することを約束し、同年9月、最初の開示が実施された。ここで、大量の証拠が開示された。

ただし、検察官は、開示の対象を、5点の衣類に関する証拠だけに限定した。しかし、裁判所から、弁護人が請求した証拠が存在するか否かの釈明を受け、その後、存在すると回答した証拠については、すべて開示勧告がなされたことで、開示が、一気に進んだ。もちろん、弁護団は、公判前整理手続と同様に、証拠を特定し、開示を求める理由を明らかにして請求していたが、開示された証拠は、予想を上回る相当な数にのぼっていた。

開示証拠の内容

開示された証拠の山を見て、われわれは、あらた

く。

第3　今後の弁護団活動

本件は、事件から既に47年が経過している。

袴田さんは、77歳と高齢の上、拘禁反応の影響で、親族・弁護団・支援者との面会に一切応じない状況が続いており、健康面の不安も大きい。

事件から長期間が経過し、関係者の記憶が失われていく中で、DNA鑑定は、袴田さんの無実を証明するための最大の武器である。

この機会を逃せば、袴田さんが生きている内に無罪判決を獲得することは困難となるため、DNA鑑定の結果を最大限に生かして、1日も早い再審開始・無罪判決の獲得に向けた最大限の努力を尽くしたい。

以上

『再審通信』第105号

のDNA鑑定を採用し、同年4月13日には、各鑑定人の鑑定書が提出された。

その結果、両鑑定とも、五点の衣類から検出されたDNAのSTR型及びミトコンドリア型は、いずれも袴田さんのDNA型と一致しないことが明らかになった。

その後、両鑑定人についての証人尋問が、2012年（平成24年）年11月から2013年（平成25年）1月にかけて行われた。

5　これを受けて、2013年（平成25年）3月29日付で、双方とも、DNA鑑定に関する意見書を提出した。

検察官は、A鑑定人の鑑定に関して、信用性がないとする複数の法医学者の意見書を事前に提出するなど、本件DNA鑑定の鑑定結果について、徹底的に争う構えを見せている。

また、B鑑定人は、証人尋問の際、自らの検出した五点の衣類のミトコンドリアDNA型について、血液由来ではなく、コンタミの可能性が高いと証言しており、検察官の主張を後押しする形となっている。

6　これに対して、弁護団としては、B鑑定人の反対尋問において、上記B鑑定人の証言について、十分に弾劾し、B鑑定人のミトコンドリアDNAの鑑定が信用できることを明らかにした。

また、検察官の主張に対する反論の根拠となる科学的な事項については、A鑑定人の主尋問、B鑑定人の反対尋問において、説得性ある証言を引き出した上で、反論を行った。

この結果、本件DNA鑑定によって、五点の衣類が袴田さんのものでないことについて、明らかにすることができたと確信している。

『再審通信』第105号

第2　証拠開示と今後の証拠調の予定

1　今後の証拠調の予定

今後の予定としては、新証拠として提出した味噌漬け実験に関して、味噌漬け実験を行った支援者の証人尋問が2013年（平成25年）5月24日に、検察官からの請求による袴田さんが使用していた革製バンドのサイズに関する検証が同年6月28日に行われる。

また、弁護人としては、第二次再審請求審で新証拠として提出したズボンのサイズに関する鑑定や、第一次再審段階で、五点の衣類の傷や血痕の付着状況に関する鑑定を行った鑑定人の鑑定人尋問を求めており（採否留保）、同年6月28日が候補日となっている。

2　証拠及び証拠の標目の開示請求

証拠開示に関しては、第二次再審請求において、多くの重要な証拠が開示されているが、検察官は、新証拠の新規性・明白性の判断に関連しないものは、開示しないという姿勢を崩してはいない。

これに対して、弁護団としては、証拠の標目の開示を請求した上で、さらに必要な証拠の開示を求めている。

裁判所は、証拠の標目の開示命令については、手続きの進行が遅れること等を理由に消極的であるが、袴田さんの年齢を考えると、DNA鑑定の実現により五点の衣類の証拠価値が崩れた今こそ、さらに強力に証拠及び証拠の標目の開示請求を求めていきたい。

3　結審の見込みについて

弁護団としては、前述のように、更なる証拠開示を求めているが、採否留保中の証人を含め2名の尋問が終了した後は、基本的には終結に向かっていくものと考えられる。

このため、終結までにできるだけ多くの証拠を開示させるべく活動を行ってい

「再審通信」第105号

日弁連支援事件

袴田事件

再審開始決定に向けて－DNA鑑定の成果

静岡県弁護士会　小　川　　央

袴田事件の第二次再審請求は、現在証拠調の段階に入っている。

第1　DNA鑑定の鑑定人尋問の実施と意見書の提出

1　2011年（平成23年）8月23日、いわゆる五点の衣類及び被害者の着衣を対象として、血液型及びDNA鑑定を行う旨の決定がなされ、弁護人と検察官それぞれが推薦する鑑定人が、鑑定を行った。

2　その結果、同年12月20日付で弁護人推薦の鑑定人（以下、「A鑑定人」という）による鑑定書が、同年12月21日付で検察官推薦の鑑定人（以下、「B鑑定人」という）による鑑定書が、それぞれ裁判所に提出された。

第一次再審請求の即時抗告審段階である1998年（平成10年）にも、DNA鑑定が採用されたが、弁護人推薦の鑑定人も、検察官推薦の鑑定人（科学警察研究所の技官）も、DNA型について判定不能としていたものであるが、DNA鑑定の技術の進歩はめざましいものがあるため、第二次再審において再度のDNA鑑定の請求を行ったものである。

なお、DNA鑑定の請求を行うに当たっては、A鑑定人から、以前に行われたDNA鑑定の問題点を指摘した上で、現在の技術レベルであればDNA鑑定を実施できる可能性がある旨の意見書を提出している。

3　鑑定の結果としては、下記のとおりである。

A鑑定人については、本件DNA鑑定の試料が、極めて古く劣化していることに鑑み、試料に存在する血液細胞に抗体を付着させ、さらに遠心分離により回収する方法を用いて、血液細胞をできるだけ集めた後にDNAを抽出する工夫を行い、STR型を検出した。

その結果、五点の衣類に付着していたDNAのSTR型の中で、被害者の衣類に付着していたDNAのSTR型と一致するものはない等の結論が示された。

また、B鑑定人については、本件DNA鑑定の試料の劣化に鑑み、STR型検査について、PCRサイクル数を標準回数よりも増やすという手法をとったため、STR検査については、十分な評価の対象となる結果を出すことができなかった。

しかしながら、B鑑定人については、ミトコンドリアDNA型の検査において、相当程度信頼できる型を検出している。

4　両鑑定人による鑑定結果が明らかになったため、裁判所は、2012年（平成24年）3月1日、袴田さんの血液型、核DNA型、ミトコンドリアDNA型、及び五点の衣類から検出されたDNAが袴田さんに由来するかという点について